

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の2 法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条第1号中「、又は出産した」を「若しくは出産した」に、「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「育児休業の承認を」を「当該育児休業の承認が」に、「同号」を「同条」に改め、同条第3号を次のように改める。

（3）育児休業の承認が、職員の負傷、疾病又は身体上の若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後、当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第3条第4項中「再度の」を削り、同号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画により任命権者に申し出た場合に限る。）

第5条中「次に掲げる事由とする」を「育児休業をしている職員について該当育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする」に改め、同条各号を削る。

第8条の見出しを「(職務復帰後における号給の調整)」に改め、同条を次のように改める。

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その勤務に復帰した日及びその後における最初の昇給日又はそのいずれかの日、昇給の場合に準じて当その者の号給を調整することができる。

第10条を削り、第11条を第10条とし、同条中「部分休業」の次に「(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」を加え、第12条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の第3条第3号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれこの条例による改正後の第3条第4号の規定により職員が申し出た計画とみなす。